

令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果

令和7年度
第2回香川県国民健康保険運営協議会
資料1【別添】

【算定結果における留意事項】

- 納付金額は、国保法第75条の7の規定に基づき、市町が県に納付する額。
 - 市町村標準保険料率は、同じ尺度で市町ごとの保険料率を見るためのものであり、市町ごとの事情（基金からの繰入等）を考慮していないため、市町が定める保険料率とは必ずしも一致しないこと。